

## 【日本国憲法について】

皆さん、5月3日が何の日か知っていますか？そうです。5月3日は「憲法記念日」。祝日ですね。1946年11月3日に、現在の憲法である「日本国憲法」が公布され、1947年の5月3日から施行されました。簡単に言うと、公布とは決まった法律を世の中に発表すること、施行とは実際に使うことです。明治時代に制定された「大日本帝国憲法」に代わり、新しく定められた「日本国憲法」の施行を祝って、5月3日を「憲法記念日」として祝日にしたのです。またこのことから、5月を憲法月間とし、憲法について学ぶようになりました。憲法については、3年生の社会科公民的分野で詳しく学びますから、今日は大切な部分を少しだけお話しします。

まず、憲法とは何か。私たちの生活は、基本的にすべて法律と呼ばれるルールに従って営まれています。税金をいくら支払うのか、車は道路のどちら側を走るのか、何歳で結婚できるのかなど、すべて法律に定められています。そして、すべての法律のもとになる大まかなルールを定めた法律が憲法なのです。ですから、憲法に違反した法律を定めることはできません。私たちの生活に関わる一番大きなルールが憲法なのです。

日本国憲法には「三大原則」あるいは「三本柱」と呼ばれる、最も大切な三つの基本原則、基本的な考え方があります。今日のお話は、この「三大原則」についてです。

まず一つ目は「国民主権」です。主権とは「政治を行う上の最終的な決定権」のことです、日本国憲法ではその決定権が国民にあると定めています。以前の憲法では主権は天皇にあったので、ここがまず大きく変わりました。ただし、私たち一人一人の意見を聞いて政治を進めることは、国民の数が多くすぎてできませんから、私たちに代わって政治をする人（国会議員）を選挙で選び、実際に政治をしてもらっています。これを「間接民主制」と呼びます。

二つ目は「基本的人権の尊重」です。憲法では、「自由権」「平等権」「社会権」など、私たち国民が生まれながらにして持っている人権を保障しています。どこに住むのか、どのような職業に就くのかといったことや、差別を受けないこと、最低限の教育を受けることができることなどを基本的人権として守っていこうということです。ただし、人権の保障には「公共の福祉に反しない限り」という制限がついています。簡単に言うと、「社会や他の人に迷惑をかけない範囲で」ということです。

三つめが「平和主義」です。「平和主義」とは、戦争をしない、戦力を持たないということです。戦争は、最大の人権侵害であるといわれています。第二次世界大戦を経験し、戦争の悲惨さを思い知った日本が、二度と戦争をしないことを決意したのです。

以上、日本国憲法の一番大切な部分について、お話ししました。今日のお話を通して、憲法について少しでも興味を持ち、理解してもらえたならと思います。